第百五条の五の二第三号を次のように改める。

三　吸収分割承継株式会社における次に掲げる手続の経過

イ　会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

ロ　会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

第百五条の五の三第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第九項」の下に「の規定」を加え、「（持分会社の手続」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　会社法第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

第百五条の六第一項中第十号を第十号の二とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　会社法第七百八十四条の二（吸収合併等をやめることの請求）、第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）又は第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第百十条の二第一項第七号中「その他」を「第四号から前号までに掲げる体制のほか、」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第百十条の二第一項第五号の次に次の一号を加える。

六　監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第百十条の四第七号中「その他」を「第四号から前号までに掲げる体制のほか、」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第百十条の四第五号の次に次の一号を加える。

六　監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第百十条の九中「各清算事務年度に係る」を削り、同条第二項中「、その」を「その」に改める。

第百十四条の二中「第五百三十六条第一項第二号」の下に「及び第三号イ」を加える。

第百十四条の三第三号中「一の協定債権者」の下に「（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七条第一項（相殺の禁止）に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第五号ロ中「（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七条第一項（相殺の禁止）に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第百四十三条の二第五項を次のように改める。

5　法第百九十九条において準用する法第百十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第百七十五条の二、第百七十六条の二及び第百九十四条第二項中「第五百三十六条第一項第二号」の下に「及び第三号イ」を加える。

第百九十五条第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百九条第一項第二号ハ及び第三項第二号ロ、第二百十条の三第一項第二号ハ及び第二項第二号ロ並びに第二百十条の八第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては、取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百十条の十の二第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては、取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同項第四号ホ中「第百九十三条の二」の下に「（公認会計士又は監査法人による監査証明）」を加える。

第二百十条の十二第一項第十号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百十条の十四第二項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百十一条の三第一項第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百十一条の二十三第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二百十一条の三十七第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同項第五号ホ中「第百九十三条の二」の下に「（公認会計士又は監査法人による監査証明）」を加える。

第二百十一条の五十五第一項第二号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百十一条の七十二第三項第一号ロ(3)及び第三号ロ(2)、第二百十一条の七十五第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(1)、第二百十一条の七十九第一項第三号並びに第二百十一条の八十二第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百十一条の八十六第二項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二百二十六条第一項第二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第六号中「第三十三条第二項各号」の下に「（金融機関の有価証券関連業の禁止等）」を加え、同項第十七号の六中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第一号の二（第17条の7関係）記載上の注意2(3)中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意2(6)中「第118条第3号」の下に「若しくは第5号」を、「ときき」の下に「又は同令第128条第3項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加える。

別紙様式第一号の二（第27条の3及び第28条関係）記載上の注意2(3)中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第一号の三（第17条の7関係）記載上の注意2(3)中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意2(6)中「第118条第3号」の下に「若しくは第5号」を、「ときき」の下に「又は同令第128条第3項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加える。